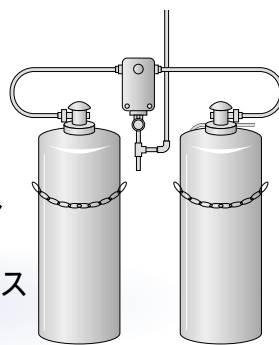


# プロパンガスの取引に注意



プロパンガス料金が今の料金より安くなるから、プロパンガス会社を変更しませんか、と勧誘されたことはありませんか？



## A子さんからの相談

現在、プロパンガスを使っていますが、契約している会社とは別の会社が訪問してきて「基本料金が今より500円安くなる」「使用料金の単価も安くなる」などと言って、プロパンガスの契約先を変更しないかと勧誘されました。解約によって、今使っているプロパンガスの供給設備の買取代金が発生するが「うちの会社が負担する」とも言われました。ガス会社の変更をしようかどうか迷っています。このような業者は信用できるのでしょうか？教えてください。

### 【プロパンガスの料金のしくみ】

プロパンガス料金は都市ガスや電気などの認可料金とは違い、ガソリンや灯油などと同様に自由料金ですので、地域や販売店によって料金が異なります。プロパンガス料金は、ガスの使用量の多少に関係なく生じる「基本料金」と、ガスの使用量に応じてかかる「従量料金」で構成されています。これを二部料金制といいますが、ほとんどのプロパンガス世帯で採用されているものです。業者によっては、基本料金に含まれていた設備利用等料金を区別して、別立てとして徴収する三部料金制をとっているところもあります。

### 【契約上のポイント】

販売店は新たにプロパンガス取引を始める際には、料金やその内容、設備の所有権などをわかりやすく書いた書面を交付するよう、法律で義務づけられています。また業界団体の自主ルールで、店頭に料金表を備え、問い合わせがあった場合はその料金表に基づいて説明することになっています。販売店を変えることは自由ですが、変更の際には書面や契約書の内容を十分に確認して、現販売店への解約の申し出は、契約者自身が行うようにしてください。契約解除の申し出を受けた販売店は、原則1週間以内にその販売店が所有している供給設備を撤去することが義務づけられています。新しい販売店が勝手に設備などを取り外すと、現販売店から思いもよらないガス設備代などの支払い請求を受けることがあります。必ず現販売店

に撤去してもらうようにしてください。

### 【こんな点に注意を！～他の相談から～】

契約を変更したが、勧誘時に約束した旧販売店のガス供給設備買取代金を負担してくれない...  
勧誘時の約束は、言った、言わないで争いになることがあります。契約時に書面で確約をもらっておくといいでしょう。

新会社と契約した直後、なんだかんだと理由をつけて値上げされてしまった...

このようなトラブルを防ぐために、契約時に一定期間は値上げをしないという確約を契約書に加えてもらいましょう。

新会社と契約したがやはり解約したいと申し出たら、思いがけない高額な解約料を請求された...

新会社と契約するときは、解約するときに費用負担があるのかも確認しておきましょう。

「今より安くなる」などの販売員のセールストークに惑わされることなく、自分でよく確認してから契約しましょう。

## 問合せ

埼玉県消費生活支援センター春日部  
☎048(734)0999 午前9時30分～正午  
午後1時～4時(土・日・祝日は休業)  
産業振興課商工観光係 内線245・246



## 3月の消費生活相談

相談日等 3月3日(月)、10日(月)、17日(月)、24日(月)、31日(月)  
午前10時～正午、午後1時～3時  
☎(93)7700  
(都合により相談日が変更になることがありますので、事前にご確認ください)

## 消費生活セミナー

町では、消費生活に役立つ内容をテーマにセミナーを開催します。参加費用は無料ですので、気軽に参加してみませんか。

テーマ 生活習慣病と食事  
日時 3月10日(月) 午前10時から  
場所 はびすしらおか 会議室3・4・5  
講師 管理栄養士 横塚 泰子氏  
問合せ 産業振興課 商工観光係 内線245・246